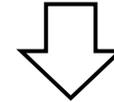


# 第131回愛知県大規模小売店舗立地審議会報告案件(法第6条第2項)

<変更> 1件

業態	店舗名	店舗面積	所在地	用途地域	主な届出内容	市町意見	住民意見	県意見	備考
総合店	サンゴーショッピングセンター	16,290㎡	尾張旭市南原山町石原116-4ほか11筆	準工業地域 商業地域	開店時刻(午前10時<年間90日午前9時>→午前9時) 駐車場利用可能時間帯(午前9時30分<年間90日午前8時30分>から午後10時<年間60日午後10時30分>まで→午前8時30分から午後10時30分<一部午後10時>まで)	有	無	「なし」	



市長意見	対応
<p>(1) 駐車場需要の充足等交通に係る事項 登下校時間帯における歩行者の安全確保に努めていただきたい。</p> <p>(2) 騒音の発生に係る事項 等価騒音レベルの予測結果は環境基準値以下に収まっており問題ないと認識しますが、今後も生活環境を損なわないように十分配慮するとともに、万一周辺住民から苦情があった場合は真摯に対応願います。</p> <p>(3) 廃棄物に係る事項 従前通り廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令等を遵守し、また大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の(2)廃棄物に係る事項等に基づき適切な対応をお願いします。</p>	<p>(1) 登下校時間帯における歩行者の安全性を確保するよう努めます。</p> <p>(2) 今後も生活環境を損なわないよう十分配慮すると共に周辺住民から苦情があった場合は真摯に対応します。</p> <p>(3) 従前通り廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令等を遵守します。また、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の(2)廃棄物に係る事項等に基づき適切な対応を行います。</p>